

## 長野県知事の意見

(一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）に係る環境影響評価方法書)

### [全般]

- 1 事業実施区域及びその周辺地域は環境汚染レベルが極めて低く、自然環境に恵まれた地域であることから、現況を悪化させないことに主眼を置いて評価を実施し、必要な環境保全措置を講じること。評価に当たっては、現況との比較をできる限り定量的に記載するとともに、画一的な記述を避け、評価項目の特性に応じて適切に記載すること。また、環境保全措置の選定に当たっては、事業計画の見直しを含めた複数の環境保全措置の比較検討を行うこと。
- 2 環境影響評価の実施に当たっては、住民、市町村から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、積極的な情報公開に努めること。
- 3 事業実施区域は表層の未固結の地質が薄く、切土により硬い岩盤が出ると、現在の想定より大きな騒音・振動の発生、緑化や雨水流出への影響が懸念される。そのため、岩盤を切る工事は極力行わないように配慮するとともに、岩盤が出た際の影響について適切に予測評価を行うこと。
- 4 木くずチップの敷均しについては、実施する範囲をできる限り減らして緑化することにより、無植生地を減らすよう努めること。また、木くずチップの敷均しを行わないこととした場合は、太陽光パネルに降った雨水の地下浸透や土壌浸食への影響について、雨水の処理計画を踏まえ、適切に予測評価を行うこと。
- 5 佐久穂町大日向地区で計画している大規模太陽光発電所は、抜井川への排水や工事車両の通行等に関し、本事業との複合的な環境影響が想定される。そのため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成時において大日向地区の事業計画が具体化している場合は、その影響も含めた複合的な環境影響に係る予測評価を行うこと。

### [事業計画]

- 6 土地利用計画を十分に検討し、法面崩落や土砂流出防止のため切土・盛土量をできる限り減らすように努めるとともに、造成後の等高線や最大の切土・盛土高等を示した平面図及び調整池や北側の住宅地を含む断面図を作成し、準備書において土地変更の状況を分かりやすく示すこと。
- 7 ソーラーパネルの設置方向は、太陽光の反射に起因して、光害や景観等において重要な影響要因となるので、準備書において事業実施区域のエリア毎に設置方向を分かりやすく図示すること。

- 8 事業実施区域及びその周辺地域の用排水路について、抜井川へ至るまでの状況を調査するとともに、土地改変に伴う雨水の流出率の変化や調整池の設置計画等を踏まえ、準備書においてその流量の変化を模式図等により分かりやすく示すこと。
- 9 調整池等の防災施設の維持管理計画や農薬を使用せずに行う除草作業の方法について、準備書において具体的に示すこと。
- 10 準備書において、事業終了後のソーラーパネルの処理方法や跡地利用の計画等をできるだけ詳細に記載すること。

#### [大気質]

- 11 佐久気象観測所は距離が離れているため、事業実施区域又はその周辺において降水量の調査を実施すること。また、森林伐採に伴う蒸発散量の変化を的確に把握するため、気温、湿度及び日射量の調査の実施も検討すること。
- 12 大気質の評価に当たっては、プルームパフモデルにおける地形の影響を考慮した場合の最大誤差を文献等から引用し、それを加味して行うこと。

#### [騒音、振動、低周波音]

- 13 騒音、振動、低周波音の予測結果について、事業実施区域周辺の住宅や公共施設を明示した図面を使用し、コンターを活用して分かりやすく示すことにより、地域住民の安心の確保に努めること。
- 14 事業実施区域及びその周辺地域は非常に静穏な地域であることから、残留騒音を用いた目標値の設定や、振動感覚閾値との比較など、現況と適切に比較できる方法で評価を実施すること。
- 15 建設作業に伴う騒音・振動について、低騒音型・低振動型の建設機械を明確にした上で予測評価を行うこと。また、敷地境界の樹木を残して工事を実施することにより、樹木による音の減衰が期待できるので、そうした工程の採用も検討の上、予測評価結果に反映すること。
- 16 建設作業振動の予測で用いる距離減衰式については、国土技術政策総合研究所の資料を参考にすること。

#### [水質、水象]

- 17 水象に係る調査については、佐久穂町地下水保全条例の趣旨を踏まえ、町と十分に調整の上、事業実施区域周辺の地下水の利用状況等について適切に調査を実施すること。また、事業実施区域の下流側の生涯学習館における地下水利用について、調査、予測及び評価の対象とすることを検討すること。

- 18 供用時における生活排水の発生源について、施設の種類、設置場所や利用形態等を明確にすること。
- 19 農業用水に係る利水への影響や、濁水の発生による水田への影響について、調査、予測及び評価の対象とすることを検討すること。

#### [地形地質]

- 20 自然地形は地域の土地の歴史を反映する極力保全すべき対象であることを念頭に、設計段階で十分に検討した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。また、切土を計画している箇所については、切土箇所を通る地質断面図を作成すること。

#### [植物]

- 21 事業実施区域内の緑化や造成森林は、現地の植物の種子や苗の利用、表土を保全してそこに含まれる種子や根茎から植生を再生する工法の採用など、現地に生育する植物を活かす方法を検討すること。また、その際に外来種が侵入しないよう十分に留意すること。
- 22 土地の改変を行う南側の森林や湿性的な環境に生育する希少種が確認された場合、移植を検討する必要があるため、事業実施区域内にそうした希少種の生育に適した環境を残すことを検討すること。
- 23 植生及び植物相の概要については、地域の生態系の基盤となる重要な情報であるため、準備書において、現地調査の結果を踏まえた適切な植物種を挙げ、現地の植生や植物相の特徴を住民に分かりやすく示すこと。

#### [動物、生態系]

- 24 土地造成や掘削に伴う濁水の発生による水生生物への影響については、予定している動物の調査範囲にかかわらず、濁水の影響が及ぶ用排水路等の範囲を適切に調査すること。
- 25 森林が分断されることによる動物の移動への影響について、特に陸産貝類などへの影響が大きいことに留意して予測評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。
- 26 哺乳類の現地調査において、無人カメラの使用はその種がどこを利用しているか把握する有効な調査方法であることから、無人カメラを用いた調査の実施を検討すること。
- 27 ミゾゴイについては、「ミゾゴイ保護の進め方（平成28年6月 環境省自然環境局野生生物課）」を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

- 28 チョウ類のラインセンサス法による調査は、予備調査で確認されているベニモンマダラ及びヒメシロチョウを主対象に、適切な調査ルートを設定して実施すること。また、ゲンゴロウ及びトウキョウダルマガエルについても、重点的に調査すること。
- 29 事業計画地を囲うフェンスの設置計画に基づき、動物及び生態系への影響を適切に予測評価するとともに、その結果を踏まえ、フェンスの設置に係る環境保全措置を検討すること。
- 30 本事業において、広大な森林生態系の約半分が草原生態系に変わることを前提に、現在の優占種や植物相が維持されるか、多様性や種構成がどう変わるか、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、木くずチップを敷き均す場合は、その影響も予測評価結果に反映すること。

#### [景観]

- 31 事業実施区域は周辺の農地とともに美しい里山景観を構成していることに十分に留意し、適切に予測評価を行うこと。
- 32 花岡遺跡公園及び海瀬総合グラウンドについて、調査、予測及び評価の地点に追加することを検討すること。

#### [触れ合い活動の場]

- 33 事業実施区域に隣接する海瀬総合グラウンドは、佐久穂町内外のスポーツ活動が数多く行われる場であることから、工事及び存在・供用による影響について適切に予測評価を行うこと。

#### [温室効果ガス等]

- 34 太陽光パネルの発電による温室効果ガス削減量の算定に際しては、現地調査における日射量データを使用し、より実態に即した予測評価を行うこと。

#### [その他]

- 35 環境影響評価は情報公開、説明によるコミュニケーションの手段であり、条例で定められた手段以外にも、住民等を対象にした説明会を積極的に開催するよう努めること。
- 36 ソーラーパネルや変電設備等からの電磁波の発生による影響について、既存文献や類似事例におけるデータを示すなど、地域住民の安心の確保に努めること。